

このたびの台風19号により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

り災証明書等の手続きに行けずお困りの方へ

「り災証明書」や「被災証明書」の 交付申請支援を無料で行います!!

当会では、台風19号により被災された方で、役所に出向くことができず、「り災証明書」や「被災証明書」の交付申請の手続きができない方に代わり、一定の期間、交付申請支援を無料で行います。

(ご依頼は栃木県内に被災家屋等のある方とさせていただきます。)

◇交通手段がない

◇高齢なので役所に一人では出向くことができない

◇写真等が準備できない

◇昼間は仕事をしていて、役所に行く時間がない

このような理由で、り災証明書等の交付申請をご自身で行うことが困難な方は下記までご連絡ください。

り災証明書等の交付申請支援のほか、被災車両の廃車手続きに関するご相談も承っております。→詳しくは、次のページをご覧ください。



栃木県行政書士会

☎028-635-1411

(月～金 9時～17時 祝祭日除く)

廃車手続を無料で行います!!

台風19号による被災車両の所有者等の廃車手続を一定期間、無料で行います。

対象手続

普通自動車 「一時抹消登録」「永久抹消登録」
軽自動車 「自動車検査証返納届」「解体返納」

対象者

台風19号による被災車両の所有者等
(栃木県内に住所のある方。ご家族等を含む。)

(注)自動車販売等の業者さんからの依頼は受付できません。

廃車の手続に必要な書類のご案内

○普通自動車

必要なもの	依頼者様にご用意いただくもの	行政書士が用意するもの
車検証 ※1	○	
印鑑登録証明書 ※1	○	
実印 ※2	○	
ナンバープレート ※3 (前後2枚とも)	○	
任意保険証券	○	
抹消登録申請書		○
手数料納付書		○
委任状		○

○軽自動車

必要なもの	依頼者様にご用意いただくもの	行政書士が用意するもの
車検証 ※1	○	
使用者の印鑑 ※4	○	
所有者の印鑑 ※5	○	
ナンバープレート ※3 (前後2枚とも)	○	
任意保険証券	○	
解体等届出書		○
申請依頼書		○

※1 車検証記載のご住所やお名前が現在のものと異なっている場合、そのつながりがわかる資料(住民票、戸籍抄本、戸籍の附票など)も必要になります。

※2 実印をなくした場合は、運転免許証のコピー(表面・裏面とも)をご用意ください。

※3 ナンバープレートをはずしてしまうと自走することはできませんので、ご注意ください。

※4 個人の場合は認印または署名、法人の場合は代表者印が必要です。

※5 使用者と所有者が異なる場合に必要です。個人の場合は認印、法人の場合は代表者印が必要です。

・自動車重量税還付申請をする方のみ必要なもの

①郵便番号、②電話番号、③振込先のわかるもの(預金通帳の写し等)、④認印

・車検証の所有者が自動車販売会社やクレジット会社になっている方のみ必要なもの

車検証上の所有者である会社と連絡を取り、次の書類をお取り寄せください。なお、ローンの支払いが終わっていない場合は、廃車等の処分について所有者である会社とご相談ください。

①所有者である会社の実印が押印された譲渡証明書(軽自動車は所有者承諾書または譲渡承諾書)

②所有者である会社の印鑑登録証明書(軽自動車の場合は不要)

③所有者である会社の実印を押印した委任状(軽自動車の場合は申請依頼書)

お問合せ先



栃木県行政書士会

☎ 028-635-1411

(月～金 9時～17時 祝祭日除く)